

(1) 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範（ハーグ行動規範：HCOC）

序文

参加国は、
国連憲章に対する義務を再確認し、
国際の平和と安全における国連の役割及び責任を強調し、
大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に対する懸念の広がりを想起し、
特に大量破壊兵器を運搬する能力をもつ弾道ミサイルシステムの絶え間ない拡散がもたらす地域的及び世界的な安全保障に対する問題を認識し、
政治的・外交的措置の実施を通じて、相互信頼を醸成することにより、全ての国の安全保障を促進することを求め、
地域的安全保障上及び国家安全保障上の考慮に留意し、
「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範」が現行の国家及び国際的な安全保障取極、軍縮及び不拡散に関する目標とメカニズムを強化する過程に貢献すると信じ、
この目的のため、参加国が参加国間の協力措置を実行することを考慮することを希求するであろうことを認識して、

- 1 この「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範」（以下、「行動規範」という。）を採択し、
- 2 以下の原則を遵守することを決意する。
 - a) 大量破壊兵器を運搬する能力をもつ弾道ミサイルシステムの拡散を包括的に防止し、抑制する必要及び、本行動規範を通じた努力を含む、適切な国際的努力を追求し続ける必要性の認識
 - b) 多国間の軍縮及び不拡散メカニズムの強化並びに、より広範な加入の促進の重要性の認識
 - c) 国際的な軍備管理、軍縮及び不拡散の規範への加入並びに完全な遵守が、諸国の平和の意図に関する信頼醸成に役立つことの認識
 - d) 本行動規範への参加は自主的なものであり、すべての国に開放されていることの認識
 - e) 国連総会で採択された「開発途上国の要請を特に考慮する、すべての国の利益のための宇宙空間の探査及び利用における国際的な協力に関する宣言」（国際連合総会決議第 51/122 号、1996 年 12 月 13 日）に対する義務の確認

- f) いかなる国も平和目的での宇宙空間利用の利益の享受から排除されてはならないこと、しかし、いかなる国も、かかる利益を得る上で、また、関連した協力の実施において、大量破壊兵器を運搬することが可能な弾道ミサイルの拡散を助長してはならないことの認識
- g) 宇宙打上機計画を、弾道ミサイル計画を隠匿するために、利用してはならないことの認識
- h) 弾道ミサイル及び弾道ミサイル技術の不拡散に対する信頼性を向上し、不拡散を促進するために、弾道ミサイル計画及び宇宙打上機計画に関する適切な透明化措置の必要性の認識

3 以下の一般的措置を実施することを決意する。

- a) 以下の条約を批准、加入しまたはそれ以外の形で遵守すること
 - 「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(1967年)
 - 「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際責任に関する条約」(1972年)
 - 及び
 - 「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」(1975年)
- b) 世界的及び地域的なレベルの双方において、大量破壊兵器を運搬することが可能な弾道ミサイルの拡散を、多国間、二国間、及び自国の努力を通じて抑制し、防止すること
- c) 世界的及び地域的な平和と安全に資するために、大量破壊兵器を運搬する能力をもつ弾道ミサイルの国内備蓄の削減を含む、かかるミサイルの開発、実験、配備の可能な限り最大限の抑制をすること
- d) 大量破壊兵器の運搬システムへの寄与を防止するために、他国の宇宙打上機計画に対する支援の検討に際して、かかる計画が弾道ミサイル計画を隠匿する目的で使われる可能性に考慮し、必要な警戒を行うこと
- e) 国際的な軍縮・不拡散条約により設定された規範の下にある国が、同規範に基づく義務に違反して大量破壊兵器を開発または入手しつつある疑いがある国の、いかなる弾道ミサイル計画にも寄与せず、支援せず、または援助をしないこと

4 また、以下を実施することを決意する。

- a) 大量破壊兵器の運搬手段となる弾道ミサイルの不拡散に対する信頼性を高め、不拡散を促進するため、下記の透明化措置を適切かつ十分な程度詳細に実施すること
 - i) 弾道ミサイル計画に関して、
 - 弾道ミサイル政策の概要に関する年次宣言の作成。かかる宣言で公開すべき情報の例として、弾道ミサイルシステムと地上（実験）射場についての関連する情報
 - 本項 iii) に言及される発射事前通報メカニズムに合致した形で宣言される過去1年間に発射された弾道ミサイルの数と一般等級に関する年次情報の提供

- ii) 使い捨て宇宙打上機計画に関して、商業上・経済上の守秘義務原則に合致した形で、
 - 宇宙打上機政策と地上（実験）射場の概要を提供する年次宣言
 - 本項 iii)に言及される発射事前通報メカニズムに合致した形で過去 1 年間に発射された宇宙ロケットの数と一般等級に関して、年次情報の提供
 - （アクセスを許可できる範囲も含め）自主性に基づき、地上（実験）射場への国際視察団の招聘を考慮すること

- iii) 弾道ミサイル及び宇宙打上機計画に関して、
 - 弾道ミサイル及び宇宙打上機の発射並びに実験飛行に関する発射事前通報を相互に行うこと。かかる通報は、弾道ミサイルの一般等級又は宇宙打上機、予定される発射の通報時間帯、発射地域、予定される発射方向等の情報を含まなければならない。

- b) 上記に加えて、参加国は、適切な場合に自主性に基づき、二国間または地域間の透明化措置を構築することができる。

- c) 以上の信頼醸成措置の履行は、かかる措置が対象とする計画を正当化するものではない。

5 組織的側面

参加国は以下を行うことを決意する。

- a) 年 1 回、または、参加国で合意された間隔で定期的な会合を開催すること

- b) 実体的措置であれ手続的措置であれ、すべての決定は、会議に出席した参加国のコンセンサスによりなされること

- c) この会合を通して、以下のことを含む本行動規範の定義をし、再検討し、さらに発展させる。
 - 本行動規範の枠組みで、通報その他の情報の交換に関する手続きの設定をすること
 - 国家宣言から生じる疑問、弾道ミサイル計画や宇宙打上機計画に関する疑問についての自主的な解決のための適切なメカニズムを設定すること
 - 信頼醸成措置提案の収集及び配布、新たな参加国の申請についてその受領及び公表、ならびに参加国が合意するその他の任務に関して、即応中央連絡窓口となる参加国を指名すること
 - その他、本行動規範の改正を含めて、参加国が合意した措置